

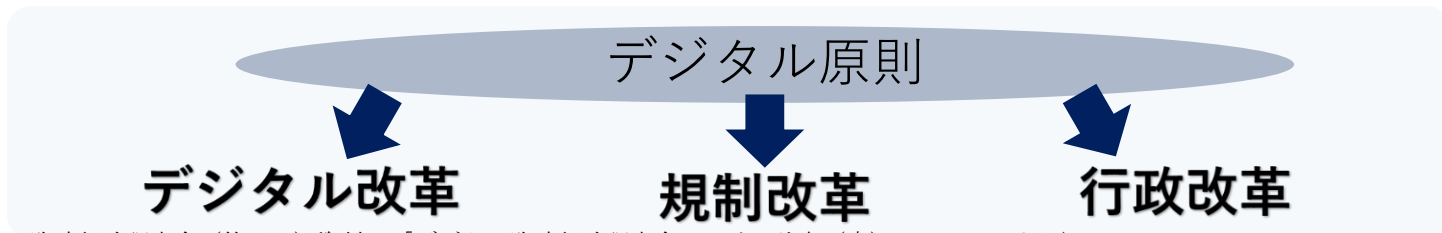
産業サイバーセキュリティ研究会  
ワーキンググループ1（制度・技術・標準化）  
工場サブワーキンググループ

# デジタル臨時行政調査会 作業部会 テクノロジーベースの規制改革推進委員会 の取り組み

2022年11月1日(火)  
デジタル庁  
デジタル臨時行政調査会事務局

# デジタル臨時行政調査会の目的

- 「国民や地域に寄り添う」とともに「個人や事業者がその能力を最大限発揮」できる社会をデジタルの力で実現。
- デジタル改革、規制改革、行政改革に通底する「デジタル原則」を共通の指針として策定し、3つの改革に係る横断的課題を一体的に検討。



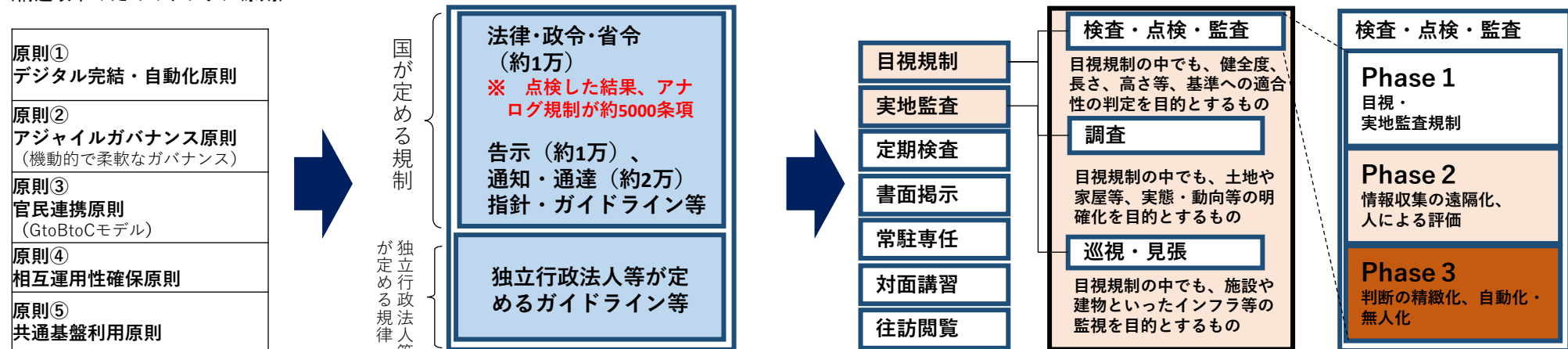
(令和3年11月16日 デジタル臨時行政調査会(第1回)資料4「デジタル臨時行政調査会における論点(案)について」より)

## デジタル臨時行政調査会の取組

### 【先行7項目に係る点検・見直し】

- 社会のデジタル化を阻むアナログ規制を一掃することによって、新たな成長産業の創出、人手不足の解消、生産性の向上や所得の増大等を実現する。
- 4万にも及ぶ法令、通知、通達等から、代表的な7項目のアナログ規制を洗い出し、同じ趣旨・目的の規制に類型化し、さらに当該規制の現在のデジタル化度合いをフェーズとして区分することで、規制を体系的に捉え、横断的な見直しを実行する。

(構造改革のためのデジタル原則) (デジタル臨調における適合性の点検・見直し対象の規律の範囲) (一括の見直しに向けた類型化とフェーズの考え方(目視規制・実地監査の例))



# デジタル臨時行政調査会の取組

## 【点検・見直しの成果（第2弾）】

（令和4年10月27日 デジタル臨時行政調査会（第5回）資料2「デジタル原則に照らした規制の一括見直しの進捗と取組の加速化について」より）

○ 「7項目のアナログ的規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」に関する**法令約9,000条項（約99%）※**について方針確定。

○ 年末に2年間で見直す工程表を策定・公表。

※ 残りの1%分の条項は、立入検査の一連の業務のうちデジタル化する項目について各府省から断続的に追加があるもの、常駐・専任について技術の進化と業務実態を踏まえて最終的な調整を行っているもの、書面掲示、往訪閲覧・縦覧等でプライバシー（個人の住所や略歴の取扱い）の配慮が必要なもの等。

<見直し方針確定条項数（令和4年10月27日（木）現在）>

**目視規制：2,853**／2,933条項 **定期検査・点検：1,036**／1,036条項 **実地監査：74**／74条項 **常駐・専任：1,058**／1,062条項

**書面掲示：768**／770条項 **対面講習：217**／217条項 **往訪閲覧・縦覧：1,421**／1,431条項 **FD等記録媒体：1,602**／1,602条項 **合計：9,029**／9,125条項

## 【7項目のアナログ規制に関する点検・見直しの具体例】

### 1. 目視、実地監査

⇒ 現場へのテクノロジーの導入が認められず、人が現場まで行って確認が求められていたが、見直しにより、遠隔技術やAIが活用できるようになり、時間を大幅に短縮でき、安全性も向上

**例：河川・ダム、都市公園等の巡視・点検**（河川法、都市公園法）

【見直し前（PHASE 1）】⇒【見直し後（PHASE 3）】

ドローン、水中ロボット、常時監視、画像解析等の活用を進め、インフラ管理の効率化・高度化と安全性の向上を図る。

**例：罹災証明書の交付に係る被害状況調査**（災害対策基本法）

【見直し前（PHASE 2）】⇒【見直し後（PHASE 3）】

民間事業者との連携やAI等の解析・評価技術の活用等により、判断の精緻化、自動化・無人化が可能か否かを集中改革期間内に検討し、被害認定調査の迅速化を目指す。

### 3. 常駐・専任

⇒ 常駐 特定の場所への出勤が義務付けられ、実質的にテレワークが禁止されていたのが、見直しによりテレワークが可能になり、働き方の選択肢が拡大

・専任 一人の人材が複数の事業所を兼任することができず、人手不足が進む分野においても、専門の人材を数多く配置しなくてはならなかったのが、見直しにより、複数事業所の兼任が可能になり、人手不足の解消に貢献

**例：介護サービス事業所等における管理者・専門職等の常駐**

（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等）

【見直し前（Phase 1）】⇒【見直し後（Phase 2）】

・利用者のサービスに直接関わらない業務については、例えば、テレワーク等の取扱いを明示するなどの必要な検討・対応を実施。

・利用者のサービスに直接関わる業務については、論点等を整理・影響を実証又はヒアリング等で把握し、必要に応じて社会保障審議会の意見を聴きつつ検討。

### 2. 定期検査・点検

⇒ 一定期間ごとに人手をかけた点検が一律に求められていたが、見直しにより、常時・遠隔で監視ができるようになり、安全性と効率性が向上

**例：建築物の空気環境に係る定期測定・点検**

（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）

【見直し前（PHASE 1）】⇒【見直し後（PHASE 2）】

IoTを活用した自動測定技術の調査、自動測定と既存方法による測定の比較検証等を行うとともに、デジタル技術の活用方法や留意点等を検討する。これにより、デジタル技術を活用した測定・点検作業の効率化や、公衆衛生の向上を目指す。

**例：消火器具、自動火災報知設備等の定期点検**（消防法等）

【見直し前（PHASE 1）】⇒【見直し後（PHASE 2）】

自動火災報知設備の検知部などを定期的に自動チェックして通知する機能や常時監視機能等の新技術の活用等により、消防用設備等の機能の高度化を進め、防火安全性を確保しつつ、点検作業の効率化と点検費用の削減を図る。

### 4. 対面講習、書面掲示、往訪閲覧・縦覧

⇒ 対面講習 遠方に居住する場合であっても講習会場への来訪が求められていたが、見直しにより、どこでも受講できるようになることで、利便性が向上

・書面掲示／往訪閲覧・縦覧 遠方に居住する場合や日中に時間が取れない場合であっても、開庁時間内に官公署等への来訪が求められていたが、見直しにより、いつでもどこでも、必要な情報を確認できるようになり、利便性が向上

**例：安全運転管理者等に対する講習**（道路交通法）

【見直し前（PHASE 2）】⇒【見直し後（PHASE 3）】

講習の申込・手数料納入から受講、受講証明書発行までをデジタル完結

**例：ダム放流による増水に関する情報の掲示**（河川法施行令）

【見直し前（PHASE 1）】⇒【見直し後（PHASE 3）】

立札による掲示に加え、インターネットへの情報の掲載も実施することにより、増水により危険が生じうることを住民等がいつでもどこでも確認することが可能に。

# デジタル臨調における規制改革への取組意義

## 1. 現状

○20年以上、日本の実質GDPは欧米諸国と比べ停滞。所得も伸びず。最大の要因の一つがデジタル化の遅れ

例) 2000年を100とした場合の日米英の2020年実質GDP：日本109.5、米139.9、英124.1（内閣府）

○日本は少子高齢化の中で、今後人口減少が進みあらゆる産業・現場で人手不足が進む恐れ

例) 2019年1億2616万人のところ、2030年で1億1912万人（704万人減）、2050年で1億192万人（2424万人減）の予想（国立社会保障・人口問題研究所）



## 2. 政策対応（デジタル化を阻害するあらゆる規制の点検・見直しを進める）

○デジタル原則に基づいて、4万以上の法令についてアナログ的な規制を洗い出し、2年を目途にデジタル原則への適合を実現を目指す

○規制の見直し方として年間数十件の個別案件を対象とするやり方では時間を要する。そのため、

・ あらゆる企業等の持つAI・ドローン等の技術を活用するためのテクノロジーマップを整備し

・ テクノロジーマップに応じて数千以上ある規制を類型化して一括的な見直しを行う

○デジタル田園都市国家構想のデジタル基盤整備等と連動して、社会全体でのデジタル化を推進



## 3. ねらう効果

○アナログ的な規制を見直し、デジタル化の力を最大限発揮することで経済成長を実現

経済効果の例) 中小企業のAI導入：推計11兆円、行政手続コスト20%削減：推計1.3兆円

○現場の人手不足の問題を解消し、生産性を高め、所得の向上につなげる

例) 建設現場における技術者の配置専任規制 → 遠隔での監督等デジタル技術の利活用の検討開始

○先端的な技術を迅速に所管省庁の現場がとりこむことで社会全体のDXを加速

例) 国交省の道路点検では、点検ガイドラインの整備を基軸に、最新技術を現場で活用、こうした取組を全省庁に横断的に拡大し、我が国の行政が迅速にテクノロジー活用する基盤を作る



# テクノロジーマップの提供価値

## テクノロジーマップ 作成の提供価値



規制所管省庁  
に対して

特定の規制のデジタル化検討時に、同類型の規制のデジタル化の方向性も踏まえたうえで、どのような技術が活用可能であり、その成熟度がどの程度か/どのような技術的検証が必要か、を容易に把握できる



デジタル技術  
を保有する事  
業者に対して

自身の技術を活用した新たなビジネス機会を把握し、積極的な市場参入を促すと共に、自らの技術をカタログに掲載することで、営業ツールとして活用できるようにする



規制の対象  
となる事業者  
に対して

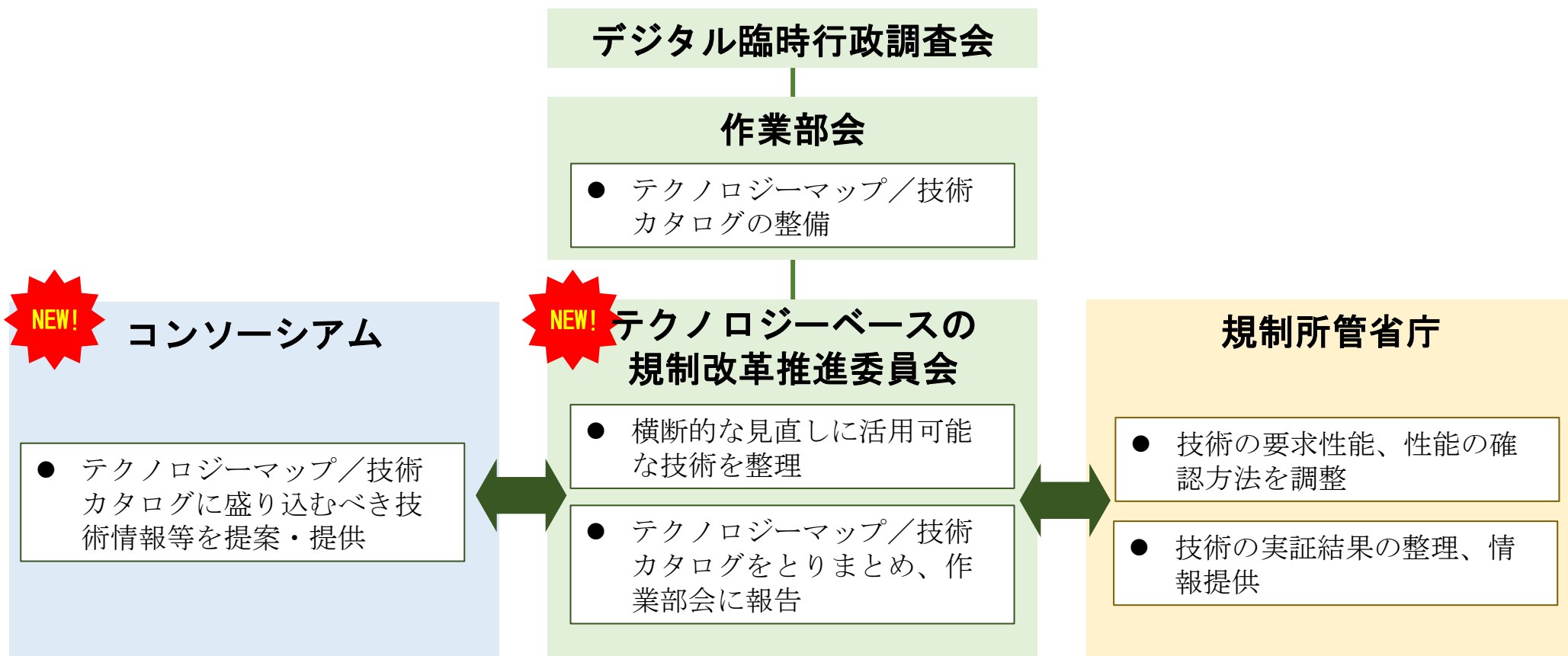
自身が対象となっている規制にどのような技術活用の余地があり、実際に技術を活用するためにはどのベンダーにアクセスすれば良いか、を容易に把握できる



その他民間  
企業に対して

公的な規制と同様のプロセスを実施している企業が、最新の技術に基づく自身のプロセスのデジタル化余地を把握し、自社のプロセスの効率化・高付加価値化を検討するうえでの参考情報とする

# テクノロジーベースの規制改革推進に向けた検討体制



○ 横断的な規制の見直しに活用可能なデジタル技術を整理し、規制所管省庁等と連携しつつ、規制の要求事項、デジタル技術の実効性、実現可能性、新事業創出等の観点から、規制の趣旨・目的を果たすための基準等を満たすか確認し、類似の趣旨・目的の規制への適用可能性等を検討するため、作業部会の下に、テクノロジーベースの規制改革推進委員会を設置する。

○ また、技術的検証に係る情報の周知、規制の見直しに活用可能な技術等の提案、検討等を促進するため、コンソーシアムを組成する。

# テクノロジーベースの規制改革推進委員会の開催について

## 開催趣旨

デジタル臨時行政調査会 作業部会の下、横断的な見直しに活用可能なデジタル技術の精査、安全性や実効性等が確認されたデジタル技術の他の規制への適用可能性等の検討を行うため、テクノロジーベースの規制改革推進委員会を開催する。

## 検討事項

- 横断的な見直しに活用可能な技術について
  - ・国内・海外の状況を踏まえ、類似の趣旨・目的の規制の見直しに共通して活用可能な技術を精査
  - ・安全性・実効性等の観点から、規制の見直しに活用可能かの確認が必要な技術を精査
- 他の規制分野への応用可能性について
  - ・ある規制の見直しに活用された技術を、類似の趣旨・目的の規制に適用する可能性と課題の整理
- テクノロジーマップ、カタログの仕様や利活用のあり方について

## (参考) テクノロジーマップと技術カタログについて

- ・テクノロジーマップ：類似の趣旨・目的の規制をまとめた類型とデジタル技術の対応関係を整理したもの。
- ・技術カタログ：アナログ規制の活用可能な技術に関して安全性・実効性等の観点から実証等で確認の上、他の規制分野への適用可能性等をまとめたもの。



# テクノロジーベースの規制改革推進委員会 構成員一覧

座長 江崎 浩 デジタル庁 チーフアーキテクト

## 構成員（敬称略）

遠藤 典子 慶應義塾大学グローバルリサーチインスティテュート  
特任教授

岡田 有策 慶應義塾大学理工学部管理工学科 教授

小川 恵子 EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社  
バンキングキャピタルマーケットリーダー レグテック  
リーダー パートナー 公認会計士

荻野 司 一般社団法人重要生活機器連携セキュリティ協議会代表  
理事

加藤 真平 東京大学大学院情報理工学系研究科 准教授

川原 圭博 東京大学大学院工学系研究科 教授

川端 由美 自動車ジャーナリスト

久間 和生 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構理事  
長

齊藤 裕 独立行政法人情報処理推進機構デジタルアーキテク  
チャ・デザインセンター センター長

島田 太郎 株式会社東芝 代表執行役社長 CEO

鈴木 真二 公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機  
構福島ロボットテストフィールド 所長  
東京大学未来ビジョン研究センター 特任教授

染谷 隆夫 東京大学大学院工学系研究科 教授

豊田 啓介 東京大学生産技術研究所 特任教授

中垣 隆雄 早稲田大学理工学術院創造理工学部 教授

中村 修 慶應義塾大学環境情報学部 教授

永井 歩 アスタミューゼ株式会社 代表取締役社長

根本 勝則 一般社団法人日本経済団体連合会 参与

登 大遊 独立行政法人情報処理推進機構サイバー技術研究室 室  
長

松尾 豊 東京大学大学院工学系研究科 教授

## （オブザーバー）

内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局

厚生労働省（医薬・生活衛生局 水道課）

経済産業省（経済産業政策局 新規事業創造推進室、商務情報政策局  
情報経済課、商務情報政策局産業保安グループ 保安課、  
高圧ガス保安室、ガス安全室、鉱山・火薬類監理官付、  
電力安全課、製品安全課）

国土交通省（道路局 国道・技術課）

環境省（大臣官房、水・大気環境局、環境再生・資源循環局）

国立研究開発法人 情報通信研究機構

国立研究開発法人 物質・材料研究機構

国立研究開発法人 産業技術総合研究所

独立行政法人 製品評価技術基盤機構

国立研究開発法人 土木研究所

# 技術カタログの先行整備について（10/31(月)公表）

## 「講習や試験のデジタル化」に必要な技術から技術カタログの整備を開始

**公募対象** 講習・試験のデジタル化を実現するための製品・サービス

**スケジュール** 公募期間9/30～10/21、10/31(月)試行版としてデジタル庁HPで公表

**ポイント** 規制所管省庁との調整を通じて明らかとなった、講習・試験のデジタル化を実現する上での様々な課題に対して、どのようなソリューションがあるか、技術保有企業からの積極的な提案を公表。



試行版公表ページ

**留意事項** 技術カタログは、あくまで講習実施者がデジタル化を検討する上での参考情報を提供するものであり、**カタログに掲載する個別技術について、国が認証・認可等を行うものではない。**

**公表方法** デジタル庁HPにて、**提案のあった製品を一覧表示（応募内容を原則そのまま公表）**。加えて、今後の改善・拡充に向けた検討のための分析等に活用できるよう、機械可読データ（CSV）を提供。

**今後の方針** ○公表したカタログを、**対面講習・試験の規制官庁に情報提供した上で、閲覧後のフィードバック（内容や形式、使いやすさなどへの意見等）**を得る予定。○フィードバックを踏まえ、今後**テクノロジーベースの規制改革推進委員会でも議論し、カタログを改善**。○さらなる改善・拡充を検討。

**試行版公表URL:** <https://www.digital.go.jp/policies/digital-extraordinary-administrative-research-committee/online-training-public-offers-result/>

試行版公表イメージ:



概要一覧ページ



製品詳細ページ



一覧データ（CSV、Excel）